**平成２３年（フ）第７０号**
山形県鶴岡市朝暘町15番６号
債務者　鈴木　洋平
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２３年（フ）第７２号**
山形県鶴岡市茅原字西茅原38―12　１―102、住民票上の住所山形県鶴岡市友江町13番20号
債務者　小羽　千春
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２３年（フ）第５２２号**
茨城県桜川市西小塙845番地２
債務者　岩城　直也
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第５３５号**
茨城県ひたちなか市大字三反田3411番地１
債務者　三村　智子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第５５０号**
茨城県笠間市平町1589番地１　藤井（文）住宅Ｄ号
債務者　小船政次郎
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第５５１号**
茨城県笠間市平町1589番地１　藤井（文）住宅Ｄ号
債務者　小船レイ子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第６４３号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津1848番地の２　トラッド梅沢101
債務者　向井　　恵
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第１３７号**
新潟県新発田市真野原外1125番地２
債務者　大澤　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２３年（フ）第１４９４号**
京都市中京区西洞院通姉小路下る姉西洞院町513番地３　山内陽方
債務者　田村　　茂
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６４９号**
京都市中京区壬生神明町１番地82
債務者　山口　葉子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６７１号**
京都市伏見区向島四ツ谷池14―８　向島６街区１棟524、住民票上の住所京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地13―305　田村くに方
債務者　田村　　忍
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第６６号**
京都府与謝郡与謝野町字岩滝９番地ハイツ丸惣
債務者　水無瀬正史
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２３年（フ）第５２９号**
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目30番10―303号
債務者　山下亜希子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第３７７号**
愛知県稲沢市平和町西光坊新町14番地
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第６７２号**
大阪府岸和田市作才町193番地の１ソルシエール208号、前住所大阪府岸和田市門前町２丁目８番３号
債務者　長永　　博
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第８１５号**
大阪府岸和田市三田町1248番地の１
債務者　岡部　敏一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第８１６号**
大阪府岸和田市三田町1248番地の１
債務者　岡部恵美子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係